

〔4〕 機械等

■ 特定機械等に関する規制

特に危険な作業を必要とする**特定機械等**については、製造の前段階から、設置、使用に至るまで一貫した次のような規制が設けられています。

- (1) あらかじめ製造の許可を受けた上で製造しなければなりません。
- (2) 製造時等に**登録設計審査等機関**の検査を、設置時等に**労働基準監督署長**の検査を受けなければならず、これに合格しなければ検査証が交付されません（この検査証を受けていないと使用等が禁止されます）。
- (3) 検査証には有効期間が定められており、性能検査を受けてそれを更新していくことにより、構造上の劣化や安全機能の低下を防止していきます。

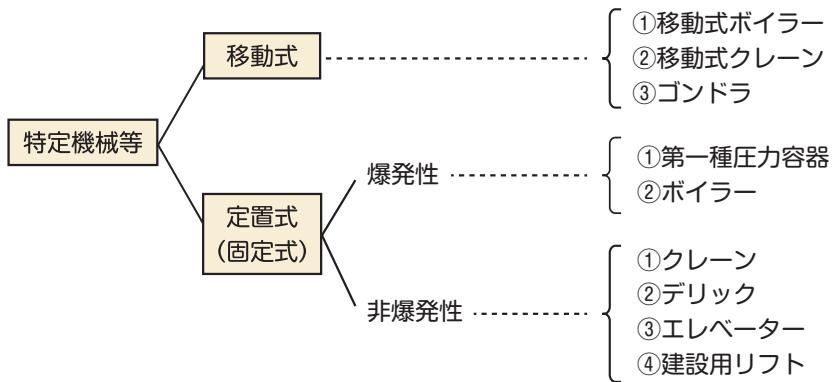
■ 特定機械等（法37条1項、令12条）

特に危険な作業を必要とする機械等として別表第1に掲げるもので、政令で定めるもの（以下「**特定機械等**」という）とは、次の機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く）をいう。

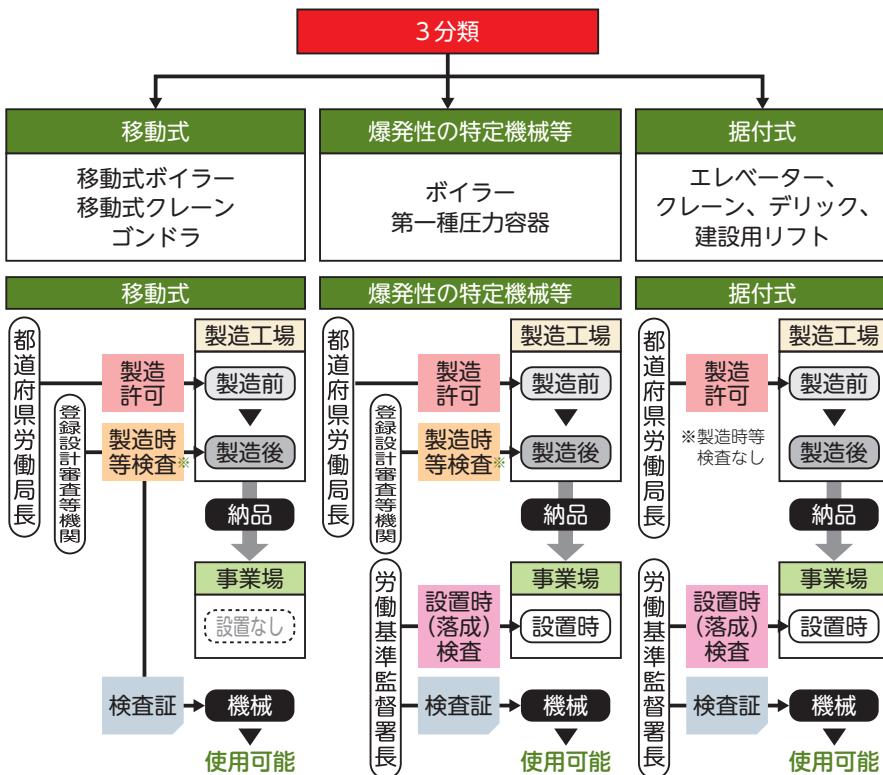
- ① **第一種圧力容器**（小型圧力容器等を除く）
- ② **ボイラー**（小型ボイラー等を除く）
- ③ つり上げ荷重が**3トン以上**（スタッカー式クレーンにあっては、1トン以上）の**クレーン**
- ④ つり上げ荷重が**3トン以上**の**移動式クレーン**
- ⑤ つり上げ荷重が**2トン以上**の**デリック**
- ⑥ 積載荷重が**1トン以上**の**エレベーター**（簡易リフト及び建設用リフトを除く）
- ⑦ ガイドレール等の高さが**18メートル以上**の**建設用リフト**（積載荷重が0.25トン未満のものを除く）
- ⑧ **ゴンドラ**



ガイドレール等の高さが18メートル以上、という数字については、③～⑥のトン数の数字を掛け算して、「 $3 \times 3 \times 2 \times 1 = 18$ 」と覚えるのは伝統的な記憶法です。



許可・検査の流れ



* 都道府県労働局長は、登録設計審査等機関の登録を受ける者がいないとき等は、設計審査等の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

検査証の有効期間

| | | |
|---|-----------------------|--------------|
| ① | デリック、クレーン（移動式クレーンを含む） | … 2年間 |
| ② | 建設用リフト | …設置から廃止までの期間 |
| ③ | その他の特定機械等 | … 1年間 |



重要ポイント

製造時等検査に合格した特定機械等（ボイラー、第一種圧力容器、移動式クレーン、ゴンドラ）のうち、移動式のもの（移動式ボイラー、移動式クレーン、ゴンドラ）について検査証を交付するのは、登録設計審査等機関である！

個別検定・型式検定

1 個別検定

特定機械等以外の機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの（型式検定の対象となる機械等を除く）のうち、一定の機械等を**製造**し、又は**輸入**した者は、厚生労働大臣の登録を受けた者（**登録個別検定機関**）が個々に行う当該機械等についての検定（**個別検定**）を受けなければなりません。

● 対象機械

- ① ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電気的制動方式のもの
- ② 第2種圧力容器
- ③ 小型ボイラー
- ④ 小型圧力容器

※なお、本邦の地域内で使用されないことが明らかなものについては、個別検定を受ける必要はない。

※個別検定に合格した旨の表示は、機械等の見やすい箇所に、①については個別検定合格標章を付し、②③④については刻印を押すか又は刻印を押した銘板を取り付ける方法によって行う。